

(登録簿の登録の訂正等)

第十二条 法第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第六号様式による。

(聴聞の方法の特例)

第十三条 福島県知事は、法第六十三条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第六十三条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により福島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該福島特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

(証明書の様式)

第十二条 法第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の証明書は、別記第六号様式による。

(聴聞の方法の特例)

第十四条 法第六十三条第九項において読み替えて準用する通訳案内士法第三十五条第一項の团体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を福島県知事に届け出なければならない。

(団体の届出)

一 目的

二 名称

三 設立年月日

四 法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

五 事務所の所在地

六 役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所

七 社団である場合には、構成員の氏名（構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名）

八 福島県知事の許可に係る法人以外の社団又は財団にあっては、定款若しくは寄附行為又は規約

2 前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二

週間以内に、その旨を書面で福島県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときは役員又は代表者若しくは

管理人は、二週間以内に、その解散事由を福島県知事に届け出なければならない。

(附則抄)

第一条 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

附 則 (平成二十五年五月一三日国土交通省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日国土交通省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号)

抄

(施行期日)

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)

抄

(施行期日)

抄

第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行业法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

別記

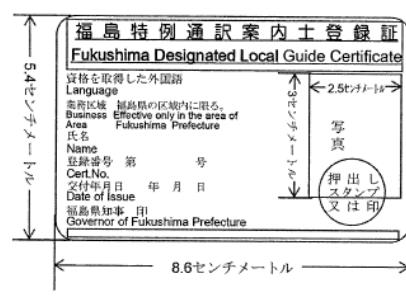
第二十號款式 (第四條第一項四條)

福島特例通訳案内士登録申請書	
福島特例通訳案内士の登録を受けたいので、福島復興再生特別措置法第63条第7項において準用する通訳案内士法第20条の規定により申請します。	
(フリガナ) 申請者氏名 (英 語)	
生年月日	年　月　日生（　歳）
本籍地 (外国籍の場合は、 その国籍)	
(フリガナ) 住 所 (英 語)	電話 ()
資格を取得した外国 語の種類	語
研修修了年月日	年　月　日
代理人の氏名又は名 称及び住居並びに法 人にあっては、その 代表者の氏名(非居 住者に限る。)	電話 ()
年　月　日	
福島県知事	殿
	氏 名
	印

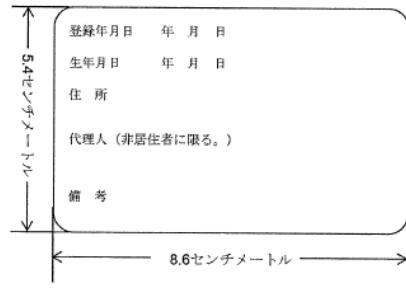
(日本工業規格 A列4番)

第三号様式（第六条関係）

福島特例通訳案内士登録証
(表面)



(裏面)



第四号様式（第七条関係）

福島特例通訳案内士登録証

登録事項変更届出書

登録番号

登録年月日

(フリガナ)
氏名
(英語)

年月日生

(フリガナ)
住所
(英語)

電話 ()

資格を取得した外国語の種類

代理人の氏名又は名前及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名
(非居住者に限る。)

電話 ()

福島復興再生特別措置法第63条第7項において準用する通訳案内士法第18条の登録事項に
下記の通り変更がありましたので、福島復興再生特別措置法第63条第7項において準用する
通訳案内士法第23条の規定により、証する書類を添付して届け出ます。

登録事項		変更年月日	年月日
変更前			
変更後			

年月日

福島県知事 殿

氏名

(日本工業規格 A4判4面)

福島復興再生特別措置法（第十）（表面）

登録証再交付申請書
登録番号
登録年月日
（フリガナ） 氏名 (英語)
年月日生
（フリガナ） 住所 (英語)
電話（　）
資格を取得した外国語の種類
代理人の氏名又は名稱及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名 (非居住者に限る)。
電話（　）
福島復興再生特別措置法第63条第7項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づき、下記理由により登録証の再交付を申請します。
理由
年月日
福島県知事　殿
氏名

(日本工業規格 A判4番)

福島復興再生特別措置法（第十）（裏面）

9センチメートル	第 号 年月日
所属庁 氏名	年月日生
福島復興再生特別措置法第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による証明書	年月日まで有効
所属庁 <input type="checkbox"/>	印
9センチメートル	9センチメートル

（裏面）

通訳案内士法抜粋
（登録証の提示等） 第二十九条（略）
2. 通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内士を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3. 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。
福島復興再生特別措置法抜粋 (通訳案内士法の特例) 第六十一条（略） 2～12（略） 13. 第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
9センチメートル